

響により、在留資格認定証明書の原本を海外へ郵送することができません。この場合、査証申請や上陸申請において、代わりに在留資格認定証明書の写しを提出することは可能ですか。（6月9日更新）

A16： 新型コロナウイルス感染症の影響による国際郵便物の引受停止や遅延等のやむを得ない事情により、査証申請や上陸申請において、在留資格認定証明書の原本が用意できない場合は、原本に代えて、原本の写し（コピー）による提出を認める取扱いをしています。

なお、これらの郵便事情により、在留資格認定証明書交付申請に係る立証資料の原本が提出されない場合においても、原本の写しによる提出を認めております。

ただし、この場合は、入国後、在留資格認定証明書の原本を当該証明書の原本を提出できなかった理由書とともに、当該証明書の交付を受けた地方出入国在留管理局に返納（郵送可）願います。

Q17： 「特定活動（外国人建設就労者）」で本邦に在留していましたが、一時帰国し、その後再入国予定であったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、在留期限までに再入国できませんでした。再入国できれば、あと1年日本に在留することが可能であったのですが、この場合も、国土交通省からの書類を求めることなく、申請書と理由書で、改めて在留資格認定証明書交付申請を行